

## 越谷市公共施設LED化事業公募型プロポーザルに係る質問書の回答について

No	いただいた質問	市の回答
1	実施要領 頁2 大4 中(1) 小② 「グループの構成員は、単独での参加又は他のグループの構成員として重複して参加しないこと」と記載が御座いますが、資本関係や人的関係がある企業が別々のグループを構成し、本事業に応募することは出来ないという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2	実施要領 頁6 大9 中(4) 副本には、企業名、住所、ロゴマーク等の参加者が特定できる表示を記載しないこと」とありますが、評価基準⑦「地域経済に配慮しているか」の確認のため、提案書において市内事業者からの関心表明書を添付する事は可能でしょうか。	可能です。 事業者の提案の範囲内であると考えます。
3	要求水準書 頁2 大3 中(3) 小 オ及びカ オに「各室の設計照度は、JIS照度基準及び労働安全衛生規則を満たす照度保つこと」と記載が御座いますが、カには「既設照明器具から大きく異なるものでないこと」と記載が御座います。既設照明器具の照度が過剰な(明るすぎる)場合は、「オ」の項目に準拠するという認識で宜しいでしょうか。	ご提案の内容を確認し、本市との協議により決定いたします。
4	要求水準書 頁2 大4 中(3) 施工日の施設の開錠・施錠は、貴市または施設管理者様で対応して頂けるという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
5	要求水準書 頁2 大4 中(3) 「夜間作業を必要とする施設」を御教示願います。	作業可能な詳細期間・日程・時間については、優先交渉権者決定後、本市との協議により決定いたします。
6	要求水準書 頁2 大4 中(3) 土日祝日の作業は可能でしょうか。	原則、施設開館日の作業を想定しています。 土日に開館している施設は以下のとおりです。 なお、作業可能な詳細期間・日程・時間については、優先交渉権者決定後、本市との協議により決定いたします。  (土日に開館している施設)※施設名は「対象施設一覧表」をご確認ください。 No.1~No.15、No.18~No.19、No.21、No.25、No.28~No.32
7	要求水準書 頁2 大4 中(3) 基本作業時間内での作業となる施設を教えてください。ご教示頂けない場合、提案金額は全て基本作業時間での施工で検討しますがよろしいでしょうか(基本作業時間外の施工となる場合は追加費用が発生します。)	作業可能な詳細期間・日程・時間については、優先交渉権者決定後、本市との協議により決定いたします。
8	要求水準書 頁5 大4 中(10) 小ク 「高所作業に当たっては、作業床を配置する」と記載がございますが、公平性確保ため、施設名・部屋を御教示願います。	ご質問の趣旨については理解するところですが、施設数等から、現時点で高所作業が必要となる施設名・部屋をお伝えすることは困難です。ご質問の趣旨に関する主な施設等は、参加資格確認結果通知送付後に実施する現場調査でご確認いただくほか、施設の性質等から手法も含めたご提案をいただくことを想定しております。
9	要求水準書 頁5 大4 中(10) 小ケ 「レッカー、ユニック設置時は誘導員を配置」と記載が御座いますが、貴市の指定する警備会社の誘導員を配置する必要がございますでしょうか。 また必要な場合、その費用は貴市とESCO事業者のどちらの負担になりますでしょうか。	誘導員の配置について、本市の指定はございません。 誘導員の配置に関する費用が発生する場合には、ESCO事業者の負担となります。
10	要求水準書 頁3 大4 中(4) 小ケ 「LED照明器具及び部材等の置き場が必要な場合は本市と協議すること」記載が御座いますが、協議の結果使用していない空きスペース等の借用は無償と考えてよろしいでしょうか。	市の所有地においては、お見込みのとおりです。
11	要求水準書 頁7 大7 中(3) 小表 予想されるリスクと責任分担のうち、「共通事項 第三者賠償」については、事業者には「○」があります。事業者が原因となる「責任を負うべき理由」や「過失に基づく理由」がある場合に限り、第三者賠償を負担するという理解でよろしいでしょうか。また障害賠償の範囲に二次損害(逸失利益などの間接損害)は含まれないという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

No	いただいた質問	市の回答
12	要求水準書 頁8 大7 中(3) 小表 予想されるリスクと責任分担のうち、「施工段階 不可抗力」については、貴市と事業者に「○」があります。 事業者が負担する費用は、事業者の責めに帰すべき事由により生じたもののみの解釈でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
13	要求水準書 頁8 大7 中(3) 小表 予想されるリスクと責任分担のうち、「施工段階 工事遅延・未完工」によって生じた事業者の損害賠償範囲は、二次損害(逸失利益等の間接損害)は含まないという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
14	要求水準書 頁8 大7 中(3) 小表 予想されるリスクと責任分担のうち、「施工段階 性能 要求不適合」について、事業者の損害賠償範囲は、二次損害(逸失利益等の間接損害)は含まないという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
15	契約保証金は免除と考えてよろしいでしょうか	越谷市契約規則第31条に基づき、「契約金額の100分の10以上」の契約保証金の納付が必要となります。  ただし、次に掲げる者は、契約保証金の納付を免除します。 ① 越谷市を被保険者とする履行保証保険契約を締結した者 ② 越谷市を被保険者とする公共工事履行保証契約を締結した者
16	受注後の現地調査で配布資料の照明資料に記載のない照明器具があった場合は、対応を協議するとの認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
17	下面ルーバ付き既設蛍光灯は、パソコンモニターなどへの映り込みも現状考えにくいことから、更新にあたって一般型(ライトバータイプ、ルーバ無し)としてもよろしいでしょうか。	事業者の提案の範囲内であると考えます。
18	既存の照明設備の中で、調光機能(有線・無線等)を有する施設がございましたら、配線図及び運用状況(連続・段調光等)を御教示願います。	調光機能が必要な照明については、参加資格確認結果通知送付後に配布する「既存照明リスト」にてご確認いただくことを想定しております。 配線図及び運用状況につきましては、優先交渉権者決定後に、本市との協議の中でご確認いただくものと考えます。
19	配布資料の中に間引き照明は含まれているでしょうか。間引き照明があった場合は更新対象になるのかご教示ください。	原則、更新対象と考えております。 照明の詳細については、参加資格確認結果通知送付後に配布する「既存照明リスト」にてご確認いただきます。 なお、本ESCO事業は、LED化に伴い適正な光量を確保しつつ器具数を減らすこと等の民間ノウハウの活用も目的の一つとなっておりますので、同室内で同数で行う更新にするかどうかを含め、ご提案の内容によるものと考えます。
20	電動昇降装置があった場合、制御盤、制御線の配管は残置で良いでしょうか。	原則撤去とし、撤去後の壁等の補修も施すこととします。
21	避難口誘導灯・通路誘導灯で火災報知器等と連動している設備については、公募資料の照明器具リストからの判断は困難です。提案時は一般形の非難誘導灯・通路誘導灯器具で提案を行い、受注後の現地調査で判明した場合は、別途協議という解釈でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
22	パイプ吊、チェーン吊で設置している照明器具は明るさなどの機能が同等以上になる場合、天井直付型で更新してもよろしいでしょうか。	事業者の提案の範囲内であると考えますが、最終的には、優先交渉権者決定後、本市との協議により決定いたします。
23	貴市にて昨年度本事業の対象施設である保育所や第三庁舎等々のLED化工事設計業務委託を発注されていますが、正式契約となった際には成果品はいただける認識でよろしいでしょうか。	参加資格確認通知書を受けた事業者及び受注者に配布する設計図面(18施設分)は、昨年度行ったLED化工事設計業務委託の成果品のうち仕様書、配置図、各階平面図及び照明器具姿図並びに金抜き参考内訳書を想定しております。
24	資材置き場、仮設置場、産廃置き場等の本市施設敷地内における必要な場所については、空き部屋、駐車場等をお借りする場合、無償借用することは可能でしょうか。	本市との協議の結果、使用していない空きスペース等を利用できる場合については、お見込みのとおりです。

No	いただいた質問	市の回答
25	<p>提案前「現場調査」の位置づけと、提案前提条件の公平性について</p> <p>・該当箇所：実施要領「4 プロポーザル参加の要件と資格 (2)参加者の役割」 および「5 事業全体スケジュール (1) 6.現場調査」</p> <p>・質問内容：本事業では、特定された事業者の「設計役割」が詳細調査を実施する前提と理解しておりますが、企画提案前に「6. 現場調査 (令和8年7月6日～7月24日)」が設定されております。こちらは、全数確認ではなく施設環境の全体把握を目的とした「ウォークスルー調査 (目視等の簡易調査)」という位置づけでよろしいでしょうか。</p> <p>また、当該調査において、市から提供される「既存照明リスト」や「設計図面」と現況との間に相違 (数量や器具仕様の違い等) を発見した場合の取り扱いについて伺います。参加者間で提案要件の公平性を担保するため、プロポーザル段階では「提示されたリスト・図面を共通の前提条件 (正)」として一律に算定・提案を行う認識でよろしいでしょうか。もし各社が現況を優先して個別に修正を加えた場合、算定の基礎となる条件が異なり、適正な価格・削減効果の比較評価が困難になることを懸念しております。市としての見解と運用方法をご教示ください。</p>	<p>「6. 現場調査 (令和8年7月6日～7月24日)」につきましては、お見込みのとおり、代表する施設の「ウォークスルー調査 (目視等の簡易調査)」を予定しています。</p> <p>当該調査と市が提供する資料に相違がある場合には、実施要領p.7「①企画提案書 (様式10の1～10の6)」の「ウ」に記載のとおり、提案の基礎となる数値等につきましては、「①既存照明リスト」を基に算定・提案いただくことを想定しております。</p>
26	<p>優先交渉権者選定後の「現地調査・仕様協議」および「詳細調査」のスケジュールに関する確認</p> <p>・該当箇所：実施要領「5 事業全体スケジュール」の (1) 「13. 現地調査・仕様協議」から「15. 契約」までの期間</p> <p>・質問内容：「13. 現地調査・仕様協議 (令和8年10月5日～10月23日)」のスケジュールについて伺います。本事業の対象となる全32施設 に対して、約3週間という短期間で詳細調査 (回路確認等を含む) を完了させる工程となっております。しかしながら、各施設にはそれぞれの運営スケジュール (イベント開催、休館日、日々の利用者対応等) があるかと存じます。この短期間に全施設との立ち入り調整を並行して行うことは、各施設の通常業務や運営管理に多大な負担をおかけすることになり、施設側の都合上、日程調整そのものが極めて困難になるのではないかと懸念しております。</p> <p>つきましては、この期間 (10月5日～23日) に実施する「現地調査・仕様協議」は、代表的な施設での先行調査や仕様の大枠のすり合わせ等に留め、全施設を対象とした本格的な「詳細調査」については、「14. 仮契約 (10月末頃)」から「15. 契約 (令和9年1月上旬頃)」までの期間も含めて、各施設の運営状況に配慮しながら分散して計画・実施するという認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>「13. 現地調査・仕様協議 (令和8年10月5日～10月23日)」につきましては、契約締結に向けた現地調査や、仕様協議を行うことを想定しております。</p> <p>詳細調査等の事業スケジュールにつきましては、優先交渉権者決定後、本市との協議のうえ、進めていくことを想定しております。</p>
27	<p>本契約時の金額確定と、詳細調査完了後の「変更契約」の取り扱いについて</p> <p>・該当箇所：実施要領「5 事業全体スケジュール」の (1) 「15. 契約」および「16. LED化改修工事」</p> <p>・質問内容：「15. 契約 (令和9年1月上旬頃)」の締結手続きと、その後の運用について伺います。本事業は全32施設 を対象とし、改修工事期間も令和10年3月31日まで と複数年にわたるプロジェクトです。質問No. 26で触れました通り、各施設の運営上の都合により、1月上旬の本契約締結時までに全施設の詳細調査 (数量や施工条件の完全な確定) を完了させることも物理的に困難なケースが想定されます。</p> <p>その場合、1月上旬の契約締結時点では、原則としてプロポーザルの提案金額 (または主要施設の調査結果を反映した暫定金額) にて当初契約を締結し、契約後に順次詳細調査を進め、最終的な仕様・数量が確定した段階で「設計変更に伴う変更契約」を締結して精算するという運用を想定しておいてよろしいでしょうか。</p> <p>あるいは、1月上旬の段階で全施設の最終金額を確定させることが本契約締結の必須条件となるのか、市としての契約事務の運用方針をご教示ください。</p>	<p>契約金額につきましては、原則、企画提案書で提示いただく提案金額を基に、「13. 現地調査・仕様協議 (令和8年10月5日～10月23日)」を踏まえて締結することを想定しております。</p> <p>契約締結後の詳細設計等に伴う仕様・数量の変更につきましては、本市との協議により決定することを想定しております。</p>
28	<p>既存照明リストと設計図面の整合性および不一致時の取り扱いについて</p> <p>・該当箇所：実施要領「8 配布資料 (2)」</p> <p>・質問内容：参加資格確認通知書を受領した後に配布される「①既存照明リスト」と「②設計図面 (18施設)」について伺います。設計図面が存在する18施設において、これら2つの資料の記載内容 (照明器具の種類、台数、仕様など) は完全に一致しているという前提でよろしいでしょうか。万が一、プロポーザル提案の準備段階で「リスト」と「図面」の間に相違を発見した場合、提案の基礎とする数値や仕様はどちらの資料を優先 (正) として精算すべきか、市の見解をご教示ください。</p>	<p>両資料の取扱いにつきましては、実施要領p.7「①企画提案書 (様式10の1～10の6)」の「ウ」に記載のとおり、提案の基礎となる数値等につきましては、「①既存照明リスト」を基に算定・提案いただくことを想定しております。</p> <p>なお、「②設計図面 (18施設)」につきましては、実施要領p.7「①企画提案書 (様式10の1～10の6)」の「イ」に記載のとおり、計画 (設計費) の積算の参考としていただくことを想定しております。</p>